



## 監 査 報 告 書

定款第49条の規定により、令和5年度の会計に係る監査を令和5年10月23日及び令和6年4月22日、組合事務局において実施した結果次のとおり確認した。

- 1, 日常の経理及び決算処理は、所定の方式により正しく処理されていた。
- 2, 現金出納帳、元帳、補助簿、その他伝票等は、明瞭且つ正確に整備され遺漏は認められなかった。
- 3, 経費の使途についても、当初予算の原則にもとづく適正な処理がうかがえた。

よって私共監事は、監査の結果、異常のないことをここに報告する。

監 事	鯨 坂 尚 賢	
”	市 山 つるこ	
”	橋 口 さつき	